

さかい新事業創造センター×KECC共催セミナー

ベンチャー企業において必要な 労働法令の基礎・遵守ポイント

日時

11月19日(金) 14:00 ~ 17:00

会場

対面型・オンライン<zoom>のハイブリッドによる開催

対面型：さかい新事業創造センター(大阪府堺市北区長曾根町130番地42)

※緊急事態宣言の発出状況により、全面的に開催方法をオンラインにする可能性があります。

※参加無料。起業家、経営者、人事・労務担当者など、どなたでも参加可能です。

お申し込みは下記URL、お電話、Eメールにて承ります。

URL https://kecc.jp/seminar_list (右記QRコードをご利用ください)
TEL 06-6136-3194 E-mail info@kecc.jp



さかい新事業創造センターは、中小企業新事業活動促進法に基づく新事業創出支援施設の整備と事業運営を行うことを目的とし、ベンチャー企業にも必要となる労働法令の基礎・遵守ポイントについて、KECCと共催で講演します。

第1部

ベンチャー企業において必要な労働法令の基礎・遵守ポイント

新規事業を立ち上げ、会社が軌道に乗り始めたころ、経営者が考えるのは「人を雇って事業を拡大させたい」ということでしょうか。人を雇用するということは、企業と労働者の間に「雇用契約」を締結するということです。そしてこの雇用契約は「労働基準法」「労働契約法」といった労働法によって多岐にわたる規制がなされています。

14:00

↓

15:00

また、人の雇用に際しての労働トラブルは年々増加しています。
ベンチャー企業にも必要となる労働法令の基礎・遵守ポイントのほか、どのような点に留意すべきかを解説いたします。

登壇者：南 葉子 氏 (社会保険労務士・KECC相談員)

平成13年 社会保険労務士登録。税理士事務所勤務のち、平成29年南葉子社会保険労務士事務所を開業。労務相談、規定の整備、助成金申請等、現場のニーズに応じた対応を心掛けています。



第2部

個別相談会(事前申込制)

15:00

↓

17:00

お申込みいただきました企業様に講師と対面型・オンラインで個別相談を承ります。

(1社あたり最大20分。予めお時間を指定させていただきます。)